

# 令和6年度 第1回 栄村職員採用候補者試験実施要項

(令和7年4月1日付採用)

この試験は、栄村の職員採用候補者を決定するために行うものです。

## 1 試験の名称、試験区分、採用予定人員、受験資格

区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	若干名	昭和59年4月2日以降に生まれた者であって、高等学校卒業程度の学力を有する者。

## 2 住所要件及び共通の資格要件等

この試験を受験できる者は、前項の受験資格を満たすほか次の要件を満たすこと。

- (1) 申し込み現在栄村に住所を有し、村内に居住している者又は村外に居住し通勤可能な者で、採用後いずれは栄村に住民登録をして居住する予定の者。
- (2) 普通自動車運転免許を有する者。ただし、令和7年3月末日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。

## 3 この試験を受験できない者

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 栄村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験場所
第1次試験	令和6年7月14日(日) 受付開始 9時00分	栄村役場
第2次試験	8月下旬を予定	下水内郡栄村大字北信 3433番地

## 5 試験の方法及び内容

### (1) 第1次試験

試験区分	試験項目	試験の内容	試験時間
一般事務	職務基礎力	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題。 ※公務員試験の勉強をしていない方でも受験しやすい試験です。	60分
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる。	10分
	職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での生活特性をみる。	20分

### (2) 第2次試験

試験項目	試験の内容
資格審査	受験資格の有無などの審査
面接試験	公務員としての適格性についての面接による試験

## 6 申込受付期間及び受験手続等

受付期間	令和6年5月1日(水)～6月6日(木)まで。 但し、不備のある場合には、受理しません。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土、日、祝日は受付しません。 なお、郵送による場合は、令和6年6月6日必着のものに限り受け付けます。
受験申込書の請求先	栄村役場及び秋山支所の各窓口で配付します。 栄村のホームページからも申込書をダウンロードして使用できます。 郵送を希望する場合は、返信用封筒(A4版の入る大きさで、140円切手を貼ったもの)に自分のあて先を明記し、別の封筒に入れてご請求ください。
申込先と方法	受験申込書に本人が黒のペン又はボールペンで必要事項を記入し、写真を貼り、必ず封筒に入れ、下記まで持参するか、又は簡易書留など確実な方法で郵送してください。
受験票の交付	受験申込書の受付終了後、郵送により交付します。 なお、受験票を交付された者は、受験票の写真欄に1か月以内に撮影した写真(名刺判の無帽正面無背景の上半身のもの)を貼付し、試験当日必ず持参してください。 受験申込書に不備がある場合には、受理されませんので、受験票は発送されません。7月4日(木)までに受験票が到着しない場合は、栄村役場総務課まで問い合わせてください。
請求先 郵送先 問合せ先	〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場総務課 TEL 0269(87)3112

## 7 合格発表

試 験	時 期
第1次試験	8月上旬（予定） 受験者全員に合否の結果を通知します。
第2次試験	9月上旬（予定） 受験者全員に合否の結果を通知します。

## 8 合格から採用まで

合格者は、栄村役場職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。なお、採用候補者名簿の有効期限は、名簿登載から1年とします。採用は、原則として令和7年4月1日以降となります。

## 9 給与等

給与は、栄村職員の給与に関する条例、規則等に基づき支給されます。例えば、大学卒業直後に採用された場合は、次のとおりになります。

初 任 給
200,400円

- (1) 学歴及び職歴等を有し、学校卒業後に一定の経験年数がある場合は、上記の金額に一定額が加算されます。
- (2) 給料の月額は今行のものですが、採用時まで改定があった場合は、その改定額になります。
- (3) 通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

## 10 その他

- (1) 受験のために提出した書類等については、返却いたしません。
- (2) 不明な点がございましたら、下記へ問い合わせてください。

<問い合わせ先>

〒389-2792  
長野県下水内郡栄村大字北信3433番地  
栄村役場総務課行政係  
電話 0269-87-3112 FAX 0269-87-3083  
メールアドレス gyousei@vill.sakae.nagano.jp